

約款

第1条 (適用の範囲)

本約款は、株式会社ドライブクリニック a(以下「甲」とする)が実施する各種教育プログラムに適用される条件を定めたものです。利用者(以下「乙」とする)は、甲の教育プログラムの申し込みを完了した時点で本約款に同意されたものとします。

第2条 (教育プログラムの申し込みと成立)

甲が乙に対し提示する教育プログラムの内容及び金額に対し、乙の同意の旨が確認できるものを受理、もしくは乙が甲に対して所定の申込様式(以下「申込書」とする)に必要な事項を記載のうえ提出・送信し、甲が当該申し込みを受理した時点で契約が成立するものとします。

第3条 (教育プログラムの内容)

甲が乙に対して提供する教育プログラムの内容は、申し込みが成立した時点で申込書に記載されたとおりとします。その他の実施期間、実施場所、料金等の個々の詳細については、別途甲乙間で協議のうえ定めるものとします。

第4条 (料金・諸費用)

1. 教育プログラムの料金は、内容・時間等に応じて甲が定めるものとします。
2. 前項と併せ、教育プログラム実施に伴い発生する諸費用(交通費・宿泊費等の実費)については、乙の負担となります。ただし、甲乙協議のうえ別段の定めをした場合は、この限りではありません。

第5条 (支払い)

1. 乙は、前条に関わる教育プログラム料金・諸費用について、甲が指定する期日までに甲指定の口座に振り込み、または別定の方法で入金するものといたします。
2. 研修料金・諸費用の支払いに関わる手数料ならびに甲から乙に対して返金する際の手数料は、すべて乙の負担となります。ただし、甲の責めに帰すべき事由のある場合はこの限りではありません。

第6条 (変更・キャンセル)

1. 乙の都合により、教育プログラムを申し込み成立後にキャンセルする場合、甲は乙に以下のキャンセル料を申し受けるものとします。ただし利用者自身の病気や天候など、不測の事態に

よりやむを得ずキャンセルとなる場合はこの限りではありません。

- (1)教育プログラム実施予定日の3営業日前…料金の20%
- (2)教育プログラム実施予定日の2営業日前…料金の50%
- (3)教育プログラム実施予定日の前日・当日…料金の100%

2. 出張における移動手段や宿泊先は教育プログラム実施予定日の7営業日前までに確保(購入)します。そのため、それ以降にキャンセルされた場合は、すべて乙の負担となります。

第7条 (講習中の禁止事項)

カメラやビデオ等の撮影機器及び携帯電話、スマートフォン、PC、タブレット端末等を使用しての撮影、録音等の行為は禁止とします。ただし甲乙協議の上、甲の許可を得ている場合はこの限りではありません。

第8条 (貸与した物品の滅失・毀損)

乙は、甲より貸与された装置(ドライブレコーダー等)を滅失または毀損した場合、貸与された物品の購入代価相当額または修理代相当額を負担するものとします。

ただし、甲の責めに帰すべき事由のある場合は、この限りではありません。

第9条 (ドライブレコーダーなどの映像の取り扱い)

甲より貸与したドライブレコーダーの映像データ及び乙より借用したドライブレコーダーなどの映像データについては、診断完了月の翌月末まで甲が保有し、その後、甲の責任において破棄いたします。

ただし、乙の所有するドライブレコーダーを使用し、映像データの形式・容量によって甲が保有できないと判断した場合はこの限りではありません。

第10条 (免責事項)

甲は、天変地異・社会的事変、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、輸送または通関等の遅延等、甲の責めに帰すべからず事由による履行遅延もしくは履行不能について、一切その責任を負わないものといたします。

第11条 (教育プログラム実施期間中の損害補償)

乙の所有する車両を使用した教育プログラムにおいて、講習期間中に事故、故障が発生した場合、乙はその事故、故障の責任を甲に追及する、あるいはそれによって生じた損害の補償を、甲に対して要求することはできません。

第12条 (個人情報等の取り扱い)

- 1. 甲は、個人情報保護法および関連するその他の法令・規範(以下、総称して「法令等」とし

ます)を遵守するとともに、乙の同意の下に得た個人情報等の守秘にされるべき情報について、法令等に基づき適切に取り扱うものいたします。

2. 甲は、乙より提供された個人情報等について、ご本人からの問い合わせ対応、講習の運営管理、他の教育プログラムの案内、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。

3. 甲は、個人情報等の目的外使用、漏洩、紛失、改ざん等の防止、その他個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることいたします。

4. 甲は、法令に定める場合を除き、個人情報等を事前に乙の同意を得ることなく第三者へ提供することはいたしません。

第13条（約款の変更）

甲は以下の場合には、乙の個別の同意を要せず、本約款を変更することができるものとします。

1. 本約款の変更が乙の一般の利益に適合するとき。
2. 本約款の変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第14条（協議事項）

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙共に誠意をもって協議し、双方が解決に取り組むものとする。

第15条（準拠法・裁判管轄）

本約款の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、甲の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。